

一般事業主行動計画

この計画は、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定したものです。

期間

2018年4月1日 ～ 2021年3月31日

内容

1. 育児休業の取得または子育てを行う社員の就業継続促進

【目標】 育児休業等を取得しやすくし、または子育てを行う社員が就業を継続し、活躍できるようにする

【対策】 ・ 育児休業期間中の代替要員の確保、業務分担等体制の見直しを図る

2. 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

【目標】 総労働時間短縮促進（時間外労働削減、有給休暇取得促進など）

【対策】 ・ 振替休日の推進、業務効率化・改善活動による時間外労働の削減
・ 有給休暇5日取得義務化に向けた取得率の向上を図る
・ ジョブローテーションを活かした業務改善及び効率化の推進

以上